

令和6年度伊予市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の概要 （令和6年6月7日施行）

策定の目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)に基づき、物品及び役務の調達等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、及び在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的として策定する。

調達方針の概要

1 適用範囲

市全ての機関が発注する物品又は役務の調達に関して適用する。

2 対象となる施設

・障害者支援施設・地域活動支援センター・生活介護事業所
・就労移行支援事業所・就労継続支援事業所(A型・B型)・小規模作業所
・特例子会社・重度障がい者多数雇用事業所
・在宅就業障がい者・在宅就業支援団体

3 調達の推進方法

- ①障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に必要な情報の収集及び提供(リスト化)
- ②本市による障害者就労施設等からの物品等の調達と同施設等が供給する物品等のマッチング
- ③障害者就労施設等の生産能力向上の促進及びその供給体制への配慮(商品力の向上支援や十分な納期設定)
- ④全庁的な調達推進体制の整備(「伊予市障害者就労施設等からの物品等調達実施要綱」に基づく支援)等

4 調達目標の設定

令和6年度の調達目標額は、45万円とする。
次年度以降は、前年実績を上回るよう努める。

5 調達方針及び実績の公表

- ①本市調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- ②調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。